

2012年10月

KPMG ミャンマー通信 Vol.2／2012

【新外国投資法が連邦議会で可決】

ミャンマー通信Vol.1にて、外国投資法の改正法案が2012年8月14日に下院(人民院)で可決されたことをお伝えしましたが、その後、9月7日に連邦議会で可決されました。今後は、ティンセイン大統領がこの法案をそのまま承認するか、コメントをつけて議会に差し戻すか、いずれかの手続きを進めることになります。8月14日に下院を通過した法案は、以下のような内容を含んでおり、外国人投資家を落胆させるものであったと、9月3日付のThe Myanmar Timesは伝えています。

- 外国資本の参入が規制される業種として、農業、漁業、畜産業、及び中小規模の製造業などの13業種を定めている。
- 上記13業種においては外資比率が49%までに制限され、ミャンマー資本がマジョリティーを持つことになる。
- 優遇策を享受するためには、最低初期投資額として5百万米ドルが必要である。

これに対し外国企業側からは、最低初期投資額として5百万米ドルというのは近隣諸国と比較しても大きすぎで、ミャンマーへの進出を検討している縫製産業や小規模な製造業にとっては特に障害となり、あらゆる産業分野での投資機会を模索している外国投資家の勢いを妨げるものである、との懸念が示されていました。

これら外国投資家の懸念を受けて、連邦議会では議論のあった上記内容について見直しが行われた模様です。すなわち、

- 最低初期投資額5百万米ドルの要件を削除
- 外国資本の参入が規制される13業種については、外資比率を50%まで認める

…という内容に変更されました。

最低投資額については、産業分野により内閣が決定するという表現になっているようです。また、規制業種についても、ミャンマー国あるいは国民の利益に資する場合には、ミャンマー投資委員会(MIC)がケース・バイ・ケースで外資の投資も認めていくという方針も示されています。

一方、規制業種以外の投資には外国資本比率100%も認めるということですが、条件として「大規模な投資であり、かつ、高度な技術を要する投資」という表現となっており、判定基準が明確ではありません。これまで規制業種には含まれていなかつたものの、事実上、認可の下りていなかつた販売業などが、この新外国投資法の下でどのような取扱いになるのかは未だ不透明であり、今後も推移を見守る必要があります。なお、新外国投資法はまだ正式に公表されていませんので、公表され次第、その要約をお伝えする予定です。



出典：The Myanmar Times Vol.642(2012年9月3日～9日)、Vol.643(2012年9月10日～16日)

編集・発行**KPMG Thailand**

藤井 康秀／田原 隆秀

www.kpmg.com/th

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に
対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、
情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行
動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調
査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2012 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm
of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International
Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or
trademarks of KPMG International.